

一、町長(岸徳太郎)二、費用は平瀬交付金に言まふこととなる。

一、第三番(豊井澤)消水田の第四田の車庫の管理はとてする。

一、町田主事所有建物があるから所に於て管理する。

一、第十番(森田幸義)第三小学校設置について測量、田面等の経費が計上され、教
地買収は決定した。

一、町役(三浦重吉)敷地購入については先般来、財政、教育委員会を審み価格を協議し
地主と協議し、いながら協議を重ねてくる次第であります。

一、第十一番(森田幸義)農地米田間の当時から学校敷地と云ふことを承認されたのであ
るから地主とも価格の交渉をせよと云ふこと。

一、第十二番(横田善昭)教育委員会と云ふ委員会に於て審議を重ねていくが決定しない。

一、第十三番(田村福一)現在、中学校的敷地と云ふこと、坪八の田位ならと云ふ結論に付いて。

一、第十四番(村野長平)交渉委員を遣ふが交渉したらどうか。

一、第十五番(田村福一)地主であり前農地委員であった高橋南義の話を聞きたい。

一、第十六番(豊井澤)町役の説明を聞きたいと価格の交渉でしりあると云ふことであるが、
ヤシの相違であらうとか話に付入るではないか。

一、第十七番(加藤市義)町では、十日地主は二五〇坪(坪当り)と云ふことである。

一、第十八番(高橋南義)地主として最初町で徵収された際はどの話合いもなく集合しその日は

価格の交渉がなされ、地主側は相談して欲しい、町は町で相談してあると云ふことであり

その土地主の相談したところあるが、貸すか、買ふことに決定した、価格は一般の売

買の例でありその半額の坪当り二五〇坪と云ふことになりその日の会合にその価格を町に

申し込めるが、以来一向町からは交渉されたい、町側と云ふ小組合を話し合つて欲しい。

一、第十九番(豊井澤)交渉委員を遣ふこと、町役は佳のたい。

一、第二十番(加藤市義)休憩を告げる。 十時四時

一、第二十一番(加藤市義)再会を告げる。 十時五時

一議長(加藤中丞)此の敷地の段は安次将(こらう)とすることを告げる。本件については異議がないからこれを議に諮り異議がないので原案通り決定する旨を告げる。

日程第五(議案第三十号)福生町乳牛共済組合に関する條例設定の件

一議長(加藤中丞)本件を議題とする旨を告げる

書記 朗読

一町長(岸澤次郎)町乳牛の相互共済及び福利については従来その時々によつて相互に愛育の意を表して来たがこれを制度を設け乳牛の福利を固り事務能力を増進したい。

一議長(加藤中丞)本件について異議がないからこれを議に諮り至全一致につき原案を固り決定する旨を告げる。

議録署名議員選挙

一議長(加藤中丞)署名議員の選挙は指名推薦によることを議長とすることを告げる。今議に諮り異議がないから指名推薦によることに決する旨を告げる。

一議長(加藤中丞)左の者を指名し各町の議に諮り異議なく決す。

町村栄吉 平井初五郎 井上岩次郎

一議長(加藤中丞)今議を閉会する旨を告げる。

一議長(加藤中丞)本会議を閉会する旨を告げる

午後五時四十分

右会議の議決を録しその相違ないことを証するため二に署名する

昭和二十五年六月二十日

福生町議会議長

町村栄吉

議員

議員

平井初五郎

井上岩次郎

昭和三十三年福生町議会ノ議録

一 昭和三十三年七月十八日福生町議会臨時会を福生町役場に招集する。

一 出席議員名簿

- | | |
|------------|-------------|
| 第四番 田村 繁太郎 | 第十三番 高水 藤太郎 |
| 第五番 横田 孝昭 | 第十四番 敬 榮美知 |
| 第六番 平野 由三 | 第十五番 田 村 福一 |
| 第七番 田 村 信 | 第十六番 羽 村 栄吉 |
| 第八番 高橋 角栄 | 第十七番 村 野 茂平 |
| 第九番 村 尾 昌三 | 第十八番 貴 井 甲作 |
| 第十番 杉 森 英 | 第十九番 磯 村 武夫 |
| 第三番 第五番 缺員 | |

一 議事事項

一 町村一部事務組合設置について

二 聖芥処理場敷地の確保について

一 議長(加藤市美) 七月十八日午後一時五十分開会を宣す

一 地方自治法第二百三條の規定により議長の請により出席した者左の通り

町長 岸 徳次郎

助役 川窪金吉 斎藤吉太郎

主事 内田 勇

一本会の書記左の通り

嘱託 大野忠一 佐藤三郎

一 議長(加藤市美) 午後一時五十分開議を宣す

一 出席議者左の通り

町村長 大 郎

横田壽昭

天野由三

田村信

高橋角義

村尾昌三

杉森真

高水藤太郎

政樂美和

田村福一

羽村栄吉

村野花平

貫井卯作

磯村武夫

一 議長(加藤市美) 本会に会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一(議案第三十七号) 町村一部事務組合の設置に關する件

一 議長(加藤市美) 本件も議題とする旨を告ぐ

書記 朗読

一 町長(岸徳次郎) 当福生町の隔離病舎は昭和三年二月道廳軍の土地接收により強制取壊しを

小たま、今日に及んだのでありますが、隔離病舎は伝染病予防法第十七條に基き明治三十八年

附令第九十六号「伝染病院又は隔離病舎を設置する町村」により、東京府知事の設置命令

令を受けらるゝので、早急の方法でこれを再建する義務を拂つてゐるわけがあります、ところが秋

田法人多々保福会福生病院を東京都國民健康保険組合聯合会に移管する際福生町も始め

岡部村は伝染病株を設置する條件で四十万円を引継いだので組合会でも極力伝染病株設置と努力したのであるが、補助金を受けるためには所が設置しなくてはならないが衛生所西ノ村組合立の伝染病院として設置し、しも衛生病院に委託経営する方法をとることに案係者の意見一致をみたのであります。

二小にあり伝染病患者の治療隔離に万全を期すことが出来ることなる旨説明をする。

一、第五番(横田毒胆) 設立の経費などの必要するか

一、所長(岸徳次郎) 以前に四十万円払込金であるのを引当てる予算であるか、別なたいくた款の費用は、かゝらないと考へてゐる。

一、議長(加藤市義) 本案について果議がなつかを合議に諮り、至急一致原案賛成にすべき決定すべき日を告ぐる。

日程第三(議案第五号) 衛生所管理場敷地の確保について

一、議長(加藤市義) 本件を議題とする事を告ぐる。

書記 朗読

一、所長(岸徳次郎) 人口の増加に伴い各戸から出る厨芥等の廃物は夥しい量になり各戸を悩ませる又置る苦しい状態であるが、衛生管理場ができたため他人の私有地に迷惑をかけることなく、この所有者近隣の迷惑を及ぼす共に公衆衛生の観点から由正しい問題として関係者がらしばし苦情を訴へてゐる第である。この問題の処理については、今日の所の発展を期案するとして、将来においては所において衛生管理施設を設けなくてはならないものとする想をされるが、とりあへず、衛生管理場の場所を指定して二に衛生所を全部移すことをしようにしたい。

二小が用地として衛生管理場の三二二番地三三三番地の二筆 又、飲の確保も農地を組合に申入したい旨の説明をする。

一、第五番(横田毒胆) 現在の耕作者おじーか

一、所長(岸徳次郎) 耕作地としてあまり価値が低いのでお諮りする。

一、第五番(横田毒胆) 現在私有地、道路上等置るところに捨てる小非常に迷惑している者が

多に在るを以て之を以てしたる

一議長(加藤市表)此件につき果議がなしか会議に諮るに至るに決する旨を
告げる

合議録署名議事書

一議長(加藤市表)署名議事書は署名推挙により署名者議長としたい旨を会議に諮るに至る
田井議がなしか署名推挙とあることに決する旨を告げたる者署名し一各別に会議に諮るに決する

夏井伊作 磯村武夫 田村幾太郎

一議長(加藤市表)合議を閉する旨を告げる

一議長(加藤市表)本議合議を閉する旨を告げる

午後二時五十分

本会議の議事を録しその相違ないことを認めるため二に署名する

昭和二十五年七月十八日



福生町議会議長

合議者

合議者

合議者

夏井伊作

磯村武夫

田村幾太郎



昭和五年福生町議会(定例会)議録

昭和五年一月十七日福生町議會定例会を福生町役場に招集する
一、應招議員の通り、

第一番	並木竹松	第十五番	田村福一
第五番	横田壽照	第十六番	高橋三郎
第六番	天野由三	第十七番	森田幸徳
第七番	田村 浩	第十八番	森田誠重
第八番	高橋角花	第十九番	羽村栄吉
第九番	村尾昌三	第二十番	村野茂平
第十番	加藤中雄	第二十一番	平井初五郎
第十一番	高水藤太郎	第二十二番	井上岩次郎
第十二番	設樂美知	第二十三番	奥井伸作

茅子番

磯村武夫

茅子番

田村利一

一、會議の事件尤の通り、

一、茅子小学校敷地買収について

二、白船町茅子度 茅子小学校敷地買収について
東京都西多摩郡福生町五茅子小学校建設費継続等期
至り、其年度

及支出の法字おつて

三、福生町賦課生収条例について

四、法定外普通税生収について

五、町制施行十周年記念行事執行について

六、福生傳染病院組合會議員選挙について

七、昭和五年度東多摩郡西多摩郡福生町歳入歳出追加更正予算案について

議長(加藤市也)八月十七日午前九時三十分開會を宣す

一、地方自治法第百三十一條の規定により議長の請求によつて出席した者尤の通り、

町長 岸 徳次郎

助役 川窪金吉

一、本会の書記尤の通り、

囑託 水田 勇

〃 大野忠一

〃 佐藤三郎

一、議長(加藤市也)午前九時三十分開會を宣す

一、出席議員尤の通り、

並木竹松 横田壽照 天野由三 田村 信

高橋角裕 村尾昌三 加藤市也 高水藤太郎

設樂美知 田村福一 高橋三郎 森田孝也

森田誠重 羽村栄吉 村野茂平 平井初五郎

井上岩次郎 母井伴作 磯村武夫 田村利一

一議長(加藤市役) 本會の会期を一日とする旨を告げる

日程第一(議案第四号) 本市小中学校敷地買収について

一議長(加藤市役) 本件も議題とし第一読会を開く旨を告げる

書記 朗讀

一町長(岸徳次郎) 本市小中学校敷地については、各社の格別の市協力を願

つて居りました。去る七月十五日地主との妥協を見るに至りましたので

茲に提案するに至つたことも述べる。

一議長(加藤市役) 本件はつて異議ないか否かを會議に諮り全会一致

につき、原案賛成に決定する旨を告げる

日程第二(議案第四号) 自昭和廿五年度
至リ 廿六年度 本市小中学校敷地買収の補正

町長第三小中学校建設費継続第二期及支出方法案について

一議長(加藤市役) 本件も議題とし第一読会を開く旨を告げる

書記 朗讀

一町長(岸徳次郎) 本市小中学校建設の起債が認められ、は本年度に於て大半

の建築が出来たる予定の処、起債が認められず、従つてこの建設事業を

二年継続事業としたい旨を述べた。

一議長(母井伴作) 敷地費が一〇万円とあるも現地は地上物があるようだが

此の措置は如何にしてあるか。

一町役(川邊金吉) 一〇万円施設費、二〇万円を地上物件の爲に予算措置

してあり。

一議長(岸徳次郎) 参照について説明されたい。

一主事(内田主事) 地方自治法第三十五條、地方自治法施行令第三十五條及

地方自治法第三十五條について説明す。

一議長(加藤市役) 此件はつて異議ないか否かを會議に諮り全會一致に
つて原案賛成決定する旨を告げる

日程第三(議案第四三号) 福生町賦課増収条例について

一議長(加藤市役) 議案第四三号^案提案になつたが相方一應大なる文のため
第一讀會を開くか否かを會議に諮りし處、一頁を追て議事を進め
ることに全員異議がなかつたので第一讀會を開かず直に第二讀
會を用き、議事を進行する旨を告げる

一町長(山岸徳次郎) 地方税法の改正により賦課増収条例を提出するに
至つた旨を述べる

一主事(内田主事) 賦課増収条例を頁を追て説明す

一議長(加藤市役) 賦課増収条例の説明が終つたが質疑あるかを告げる

一第三番(磯村武夫) 算婦に相方な生活をしてゐる者があるやうだが

これ等について均等割は賦課出来ぬか

一主事(内田主事) 算婦は十八才以上の子女を有する場合又は前年に
於て一〇万円をこえる所得を有した場合には課税出来る

一第三番(設楽美知) 固定資産税の免税とは土地家屋をいふに

詭問か

一町長(山岸徳次郎) 然り

一第三番(高橋角也) 国有地についての課税は耕作者に課税されるや

一町長(山岸徳次郎) 然り

一第三番(平井初太郎) 各様式について説明をい

一主事(内田主事) 町民税、固定資産税の生税令書等について説明す

一議長(加藤市役) 此件について異議ないか否かを會議に諮り全會一致
につき原案賛成決定する旨を告げる